

浦 倣 保 第 6 7 号
令和 2 年 4 月 14 日

保 護 者 各 位

浦 倣 市 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の対応について
～集団感染拡大防止のための臨時休園について

平素より本市の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、国内における本感染症の感染状況は拡大傾向にあります。県内では4月13日現在、感染者数は72名となっており、本市においても3名の感染者が確認され、感染防止になお一層取り組んでいく必要があります。

市内の小中学校では、休校期間が5月7日まで延長されました。そのため保育所では、必要な職員の数が確保できない場合がございます。また、今後保育所等を利用する子どもや当該施設に努める職員にも感染が広がる可能性もあることから、子ども達の集団感染拡大を防ぐため、保育所等における対応については、次のとおりとします。

- 学校が休校中の下記の期間について、市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を臨時休園とします。

ただし、医療従事者世帯など、世帯の職種やさまざまな事情により、どうしても家庭保育が困難な世帯につきましては、保護者の負担とならないよう各施設とご相談くださいますようお願いいたします。

また、家庭保育を行うことで世帯の収入減等が想定されますが、その場合の市の補填はございませんので、臨時休園中の保育については、各施設とご相談くださいますようお願いいたします。

- 学校休校中に家庭保育に協力いただいた場合の保育料については、日割り計算にて対応します。

臨時休園日 ： 令和2年4月20日（月）～5月7日（木）

対象施設 ： 公立保育所・私立保育所・認定こども園
 地域型保育事業所（小規模・事業所内）

子ども達への集団感染を防ぐため、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力を
お願いいたします。